

(別添7)

利用停止決定等に関する判断基準（第101条関係）

第1 利用停止をする旨の決定（第101条第1項）

利用停止をする旨の決定（第101条第1項）は、請求に係る保有個人情報に次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行うものとする。

(1) 適法に取得されたものでないとき

「適法に取得されたものでないとき」とは、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

(2) 第18条の規定に違反して取り扱われているとき

「第18条の規定に違反して取り扱われているとき」とは、あらかじめ本人の同意を得ないで、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合をいう。なお、第18条第3項各号に掲げる場合は、本人の同意は不要である。

(3) 第19条の規定に違反して利用されているとき

「第19条の規定に違反して利用されているとき」とは、違法または不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法で保有個人情報を利用している場合をいう。

(4) 第20条の規定に違反して取得されているとき

「第20条の規定に違反して取得されているとき」とは、偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものである場合をいう。

(5) 第27条第1項又は第28条の規定に違反して提供されているとき

「第27条第1項又は第28条の規定に違反して提供されているとき」とは、第27条第1項又は第28条の規定に違反して、本人の同意なく第三者に提供している場合等をいう。

なお、利用停止は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

※第98条第1項の規定の適用について（第123条）

（1）第98条第1項第1号

「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規程に違反して利用されているとき」とあるのは「第18条若しくは第19条の規定に違反して取り扱われるとき、又は第20条の規定に違反して取得されたものであるとき」とする。

（2）第98条第1項第2号

「第69条第1項及び第2項又は第71条第1項」とあるのは「第27条第1項又は第28条」とする。

第2 利用停止をしない旨の決定（第101条第2項）

利用停止をしない旨の決定（第101条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

1 利用停止請求に理由があると認められない場合

利用停止に理由があるかどうかの判断は、当該独立行政法人等の所掌事務、保有個人情報利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行うものとする。

（1）決定権者は、調査の結果、当該保有個人情報が、法第98条第1項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、当該利用停止請求に理由があると認められない場合には、利用停止をしない旨の決定をするものとする。

（2）決定権者は、調査の結果、当該保有個人情報が、法第98条第1項第1号に規定する「適法に取得されたものではない」かどうか判明せず、当該利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、利用停止決定を行うことはできず、利用停止をしない旨の決定をするものとする。

2 利用停止請求に係る保有個人情報が法第90条第1項各号に該当しない場合

利用停止請求の対象となる保有個人情報が法第90条第1項各号に該当しない場合には、決定権者又はその事務を補助する職員は、可能である場合には、当該利用停止請求を行おうとする者に対して、当該利用停止請求に係る利用停止請求書を受理する前に、この旨を説明し、その者が同意した場合は、当該利用停止請求書を返戻するものとする。当該利用停止請求に係る利用停止請求書を受理した場合は、決定権者は、利用停止を行わない旨の決定をするものとする。

3 利用停止請求が保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過した後になされた

場合

利用停止請求が保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過した後になされた場合には、決定権者又はその事務を補助する職員は、1に準じて返戻又は利用停止をしない旨の決定をするものとする。

4 利用停止請求書に法第99条第1項に規定する記載事項の形式上の不備がある場合

利用停止請求書に法第99条第1項に規定する記載事項の形式上の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年又は成年後見人にあつては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること）を示す書類に不備がある場合等であつて、決定権者が同条第3項に基づき補正を求めたにもかかわらず、なお当該利用停止請求に形式上の不備がある場合にあつては、決定権者は、利用停止を行わない旨の決定をするものとする。この場合において、利用停止請求の記載事項に関する考え方は、第3のとおりである。

5 利用停止をすることにより、当該保有固有情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

決定権者は、利用停止をすることにより、当該保有固有情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、利用停止をしない旨の決定をするものとする。

6 他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続きが定められている場合

利用停止請求に係る保有個人情報に関し、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続きが定められている場合には、当該法律又はこれに基づく命令の定めるところによることとしたものである。

第3 利用停止請求の記載事項等に関する考え方

1 利用停止請求書（第99条第1項）

（1）書面主義

利用停止請求は書面を提出して行わなければならないこととしている。書面の提出は、独立行政法人等の請求を受け付ける窓口を持参して行うほか、利用停止請求書の送付により行うこともできる。ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

（2）利用停止請求書の記載事項

法第99条第1項各号に定める事項は、利用訂正請求書の必要的記載事項である、これらの記載が欠けている場合には、このままでは不適法な利用停止請求となり法

第101条第2項による利用停止をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、利用停止請求者に対し、欠けている事項について記載するよう同条第3項の補正を求めることになる。

また、各号列記はされていないが、利用停止請求書に記載すべき事項として、利用停止請求先である決定権者の名称及び法に基づく利用停止請求であることを明らかにする記載が必要である。

なお、利用停止請求書の記載は日本語で行わなければならない。

ア 「利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所」(第1号)

利用停止請求者の特定及び連絡先を明らかにするための事項である。

イ 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項」(第2号)

開示を受けた日が特定されれば、利用停止請求に係る保有個人情報の特定は可能であることから、「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」を記載することとしたものである。

開示を受けた日を請求者が失念している場合も想定されるが、その場合は、保有個人情報を特定するに足りる情報を記載する必要がある。

ウ 「利用停止請求の趣旨及び理由」(第3号)

「利用停止請求の趣旨」(第3号)とは、法第98条第1項第1号又は第2号により求める措置の内容であり、その記載は明確かつ具体的である必要がある。

また、「利用停止請求の理由」(第3号)とは、請求者が法第98条第1項第1号又は第2号に該当すると考える根拠であり、請求を受けた独立行政法人等において事実関係を確認するために必要な調査を実施することができる程度の事実が明確かつ具体的に記載されている必要がある。

2 本人確認(法第99条第2項)

利用停止請求を行うに当たっても開示請求の際と同様、利用停止請求者が本人であること(法定代理人による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならないこととした(法第99条第2項)。

本人確認に必要な書類及びその手続については、開示請求における本人確認方法と同様に取り扱うものとする(別添3の第2参照)。

3 利用停止請求書の補正(法第99条第3項)

(1) 「利用停止請求書に形式上の不備があると認めるとき」

「形式上の不備」とは、法第99条第1項の記載事項が記載されていないことをいう。

利用停止請求に係る個人情報、法第99条第1項第1号から第3号までに該当しない場合や、法第98条第3項の期限を経過した後に利用停止請求がなされた場合は、「形式上の不備」には当たらないと解される。これらは、請求の本質的な内容であり、その変更は利用停止請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があった場合には、法第101条第2項により利用停止をしない旨の決定を行うこととなるが、再度開示請求を行った上で利用停止請求を行うことを教示するなど、適切な情報提供を行うものとする。

(2) 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」

「相当な期間」とは、行政手続法第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して、決定権者が判断する。

外形上明白に判断し得る不備については、行政手続法第7条の規定により、速やかに補正を求めるか、請求を拒否する決定をするかのいずれかを行わなければならないこととされている。

法上の手続においては、本項の規定により必ずしも決定権者が補正を求める義務を負うものではないが、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、利用停止請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めるものとする。